

R6年度 集団指導資料 (相談系 運営編)

計画相談支援・障害児計画相談支援

※ 資料読み替えのお願い

資料については、計画相談支援を中心に記載しております。障害児計画相談支援事業所については、適宜、関連する字句に読み替えてください。障害者と障害児で取り扱いが異なる点があれば、補足説明します。

例) サービス等利用計画＝障害児支援利用計画

倉敷市保健福祉局

指導監査課

社会福祉部障がい福祉課
事業所指導室

令和7年3月19日

1

指導及び監査の実施方法①

集団指導

倉敷市内の障害福祉サービス事業者に対しては、倉敷市が原則として、毎年度1回一定の場所に対象事業者を招集し、講習等の方式により指導を行います。

運営指導

※原則3年に1回の実施

障害福祉サービス事業者等の事務所において、原則、実地において実施します。

各種書類・帳簿の確認、ヒアリングにより実施します。

● 指導内容

障害福祉サービス事業者のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び自立支援給付費請求について指導します。(必要に応じて過誤調整)

● 事前に提出を求める書類等

- ・ 事前提出資料(指導監査課ホームページに掲載)
- ・ 自己点検表、運営規程、重要事項説明書、施設平面図、パンフレット など

● 指導の結果

改善を要する事項は、後日文書で通知します。

文書で指摘した事項については改善報告書の提出を求めます。

2

指導及び監査の実施方法②

監査

監査は、入手した各種情報により

- ・ 人員、設備及び運営基準等の指定基準違反や不正請求
- ・ 利用者への虐待等が疑われるとき
- ・ その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2章第2節第5款又は児童福祉法第2章第2節第2款の規定に基づき実施します。

各種情報とは、

- ① 通報・苦情・相談等に基づく情報
- ② 行政、相談支援事業所等へ寄せられる苦情
- ③ 自立支援給付等の請求データ分析により特異傾向を示す事業者情報
- ④ 運営指導において確認した情報

原則として、**無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、より実効性のある方法で行っています。**

3

行政上の措置

監査の結果、指定基準違反等が認められた場合、次のような行政上の処分等を行う場合があります。

区分	行政上の措置の内容	事業者名の公表等
勧告	事業者に期限を定めて文書により基準を遵守すべきことを勧告する。	事業者が勧告に従わない場合はその旨を公表できる。
命令	事業者が正当な理由なく上記の勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて勧告に係る措置をとるべきことを命令する。	事業者に命令をした場合は告示しなければならない。
指定の効力の停止	次に該当する場合、指定を取り消し、又は期間を定めて指定の効力の全部若しくは一部を停止する。 <ul style="list-style-type: none">● 介護給付費等の請求に関し不正があったとき● 人格尊重義務に違反したとき（虐待等）● 不正の手段により指定を受けたとき● 監査にあたり虚偽の報告をしたとき● 運営基準に従って適正な運営をすることができなくなったとき など	
指定の取消し		指定を取り消した場合は告示しなければならない。

※ 処分が行われた場合は、不正に得た給付費の返還に**40%の加算金**が課せられます。

4

事業者は、従業員に身分を明らかにする証書や名札等を携帯させてください。

【携帯の目的】

利用者等が安心して相談を受けられるようにするため

【提示】

- ・ 初回訪問時
- ・ 利用者や家族から求められた時

【身分証記載事項】

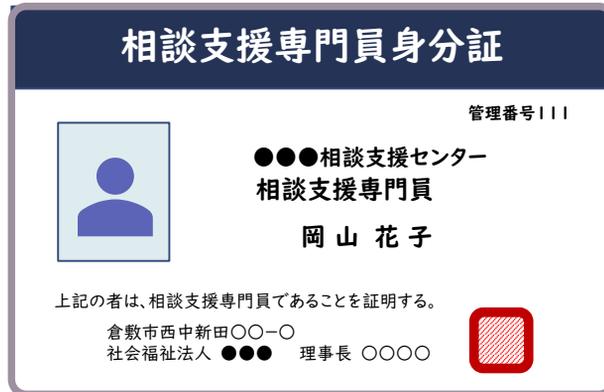
必須記載事項

- ・ 事業所名
- ・ 該当従業員の氏名

望ましい記載事項

- ・ 該当従業員の写真
- ・ 職能

〈イメージ〉



5

業務管理体制の整備

- 平成24年4月1日から、障害福祉サービス事業者等には不正事案の発生防止の観点から、事業運営の適正化を図るための業務管理体制の整備とその届出が義務付けられました。
- 業務管理体制は、事業者自身の自己責任原則に基づく内部管理を前提としたものであり、市が事業者に代わり、指定等取消事案などの不正行為の未然防止を図るものではありません。
- 事業者自らが体制を整備し、コンプライアンス向上に取り組んでいただく必要があります。

○ 障害福祉サービス事業者等が整備すべき業務管理体制

- ① 事業所等職員の法令遵守を確保するための責任者の設置
- ② 法令遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載した「法令遵守規程」の整備（事業所数が20以上の法人のみ）
- ③ 外部監査などによる「業務執行の状況の監査」が行われていること（事業所数が100以上の法人のみ）

○ 届出事項（変更の際にも届け出が必要です）

- ① 事業者の名称
- ② 主たる事務所の所在地
- ③ 代表者の氏名、生年月日、住所、職名
- ④ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- ⑤ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（事業所数20以上）
- ⑥ 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所数100以上）

○ 届出書の提出先

① 事業所等が複数の都道府県にある事業者	厚生労働省
② 事業所等が岡山県内のみにある事業者（③④を除く）	岡山県
③ 事業所等が岡山市内のみにある事業者	岡山市
④ 事業所等が倉敷市内のみにある事業者	倉敷市

6

人員基準関係

7

従業員及び管理者

職種	配置基準
管理者	原則として管理業務に従事する者 (業務に支障がない場合は、他の職務と兼務可)
従業者	<ul style="list-style-type: none">・専従の相談支援専門員を置くこと (業務に支障がない場合は、他の職種と兼務可)・相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者(障害児相談支援対象保護者)の数が(1か月平均で)35又はその端数を増すごとに1・機能強化型の基本報酬を算定している事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を「相談支援員」として置くことができる

<件数の考え方>

・1か月平均
=「前6月間の利用者の数」÷「6」

⇒利用者の数とは、
指定サービス利用支援(指定障害児支援利用援助)又は指定継続サービス利用支援(指定継続障害児支援利用支援)を提供した支援対象障害者(保護者)の数

・計画相談支援・障害児相談支援が一体的に運営されている場合は、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援による件数の合計とする。

※相談支援員
一定の条件を満たす場合は、相談支援員を置くことができます。
【基準省令第3条第4項】
【解釈通知第二 1(1) ③】

8

<相談支援専門員の兼務について>

・相談支援専門員は、原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の業務に従事させてはならない。
 ただし、業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができる。

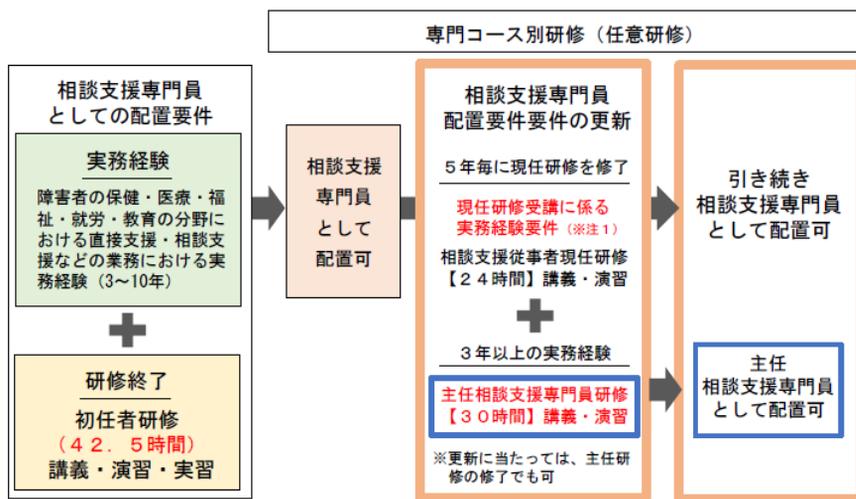
指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所基幹相談支援センター又は障害者相談支援事業等(指定特定相談事業所又は指定一般相談支援事業所)の業務と兼務する場合には、業務に支障がない場合として認めるものとする。

・相談支援専門員が担当する利用者(障害児等)が利用する指定障害福祉サービス事業所等(指定自立生活援助事業所を除く)の業務と兼務する場合には、指定障害福祉サービス事業所等との中立性の確保や、指定障害福祉サービス事業所等と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、原則として当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援(継続障害児支援利用援助)を実施することを基本とする。

【計画:解釈通知第二1(1)】
 【障害児:解釈通知第二1(1)】

<相談支援専門員の研修について>

図 I-2 相談支援専門員制度 (令和2年4月1日~)



注1: 現任研修受講に係る実務経験要件
 ①過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある。②現に相談支援業務に従事している。ただし、初任者研修後、初回の現任研修の受講にあたっては、必ず①の要件を満たす必要がある。

運営基準関係

11

勤務体制の確保

【計画：基準省令第20条】
【障害児：基準省令第20条】

- 事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 従業員の資質向上のため、研修の機会を確保しなければならない。
- 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした行動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。(セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる)

【主な指摘事項】

- ・月ごとの勤務表が作成されていない。
- ・従業員の日々の勤務時間や兼務状況が明確でない。



12

業務継続計画の策定等

- 感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、次の項目が、令和6年4月1日から義務化されております。
- また、令和6年度報酬改定により、「業務継続計画未策定減算」が新設されました。
 - ① サービスの提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）の策定
 - ② 定期的な研修及び訓練の実施
 - ③ 定期的な業務継続計画の見直し

① サービスの提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）の策定

業務継続計画には、次の項目等を記載すること。

- 感染症**に係る業務継続計画の項目
 - A 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
 - B 初動対応
 - C 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）
- 災害**に係る業務継続計画の項目
 - A 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
 - B 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - C 他施設及び地域との連携

厚生労働省ホームページの「業務継続ガイドライン」を参照ください。

⇒ 災害編 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

⇒ 感染症編 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html



13

業務継続計画の策定等

② 定期的な研修及び訓練の実施

- 研修の実施
 - ・**年1回（障害者支援施設については2回）以上**定期的な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい
 - ・研修の実施内容について記録すること
- 訓練の実施
 - ・業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を**年1回（障害者支援施設については2回）以上**定期的実施する
 - ・訓練の実施は机上を含めその実施方法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する

※研修及び訓練は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修、訓練と一体的に実施することも差し支えない。

③ 定期的な業務継続計画の見直し

定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと

【業務継続計画未策定減算】

感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減額する。

【施設・居住系サービス】所定単位数の3%を減算

【訪問・通所・相談系サービス】所定単位数の1%を減算

14

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組み

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、次の項目について、令和6年4月1日から義務化されております。

- ① 感染対策委員会の開催及び検討結果の従業員への周知
- ② 指針の整備
- ③ 研修及び訓練（シミュレーション）の実施



① 感染対策委員会の開催及び検討結果の従業員への周知

訪問系、相談系、就労定着、自立生活援助 ※	左記以外のサービス	【留意事項】
<ul style="list-style-type: none"> 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね6カ月に1回以上開催すること 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね3カ月に1回以上開催すること 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い職種により構成すること 構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者を決めておくこと 看護師の配置があるサービス種別では、感染対策担当者は看護師であることが望ましい 他の会議体を設置している場合、これと一体的な設置・運営も可
<p>感染症の流行期を勘案し必要に応じて随時開催すること</p>		

※訪問系（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）相談系（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）

15

感染症の発生及びまん延の防止等に関する取り組み

② 指針の整備

- 平常時の対策
 - ・事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）
 - ・日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策）
 - ・手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目
- 発生時の対応
 - ・発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等
 - ・発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制等



③ 研修及び訓練（シミュレーション）の実施

訪問系、相談系、就労定着、自立生活援助	左記以外のサービス	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の内容は感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及啓発するとともに、指針に基づいた衛生管理を徹底するものとする ・研修の内容について記録する ・訓練は発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や感染対策をしたうえでの支援の演習などを実施する ・訓練の実施は机上を含めその実施方法は問わないが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施する
<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の発生及びまん延の防止のための研修を年1回以上実施 ・感染症発生時の対応についての訓練を年1回以上実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上及び新規採用時 ・感染症及び食中毒発生時の対応についての訓練を年2回以上 	

厚生労働省ホームページに、指針や研修及び訓練の参考資料が掲載されていますのでご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」、「感染対策指針（ひな型）」
「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」、「業務継続ガイドライン」等

16

感染対策委員会と業務継続計画

	感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）	感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染対策委員会）	業務継続計画（感染症）	業務継続計画（非常災害）
対象サービス	訪問系、相談系、就労定着、自立生活援助	左記以外のサービス	全てのサービス	
委員会	おおむね6か月に1回以上	おおむね3か月に1回以上	-	-
指針の策定	必須		-	-
研修	年1回以上	年2回以上	年1回以上 (障害者支援施設は年2回以上)	
訓練	年1回以上	年2回以上	年1回以上 (障害者支援施設は年2回以上)	
減算の有無	無		有（業務継続計画未策定減算）	

- ・感染症の業務継続計画に係る研修及び訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練と一体的に実施することも可能

17

虐待防止措置

● 障害福祉サービス事業者の責務

障害者総合支援法第42条	指定事業者等は、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
児童福祉法第21条の5の18	指定障害児通所支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
児童福祉法第24の11	指定障害児入所施設等の設置者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

● 虐待は、刑事罰の対象となる可能性があります。

身体的虐待	殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
性的虐待	強制わいせつ罪、強制性交等罪、準強制わいせつ罪、準強制性交等罪
心理的虐待	脅迫罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪
ネグレクト	保護責任者遺棄罪
経済的虐待	窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪

厚生労働省ホームページに「**障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き（令和6年7月）**」が掲載されておりますのでご確認ください。

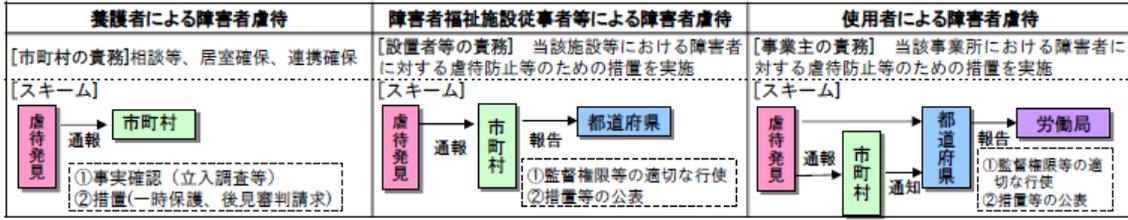
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hu_kushi_kaigo/shougaisahukushi/gyakutaiboushi/tsuuchi.html

18

虐待防止措置

●通報義務

虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、市町村に通報する義務があります。
障がい者虐待を見つけた人や、被害を受けている人からの相談を、倉敷市の各担当部署及び倉敷地域基幹相談支援センターと各地域の障がい者支援センターで受け付けております。



養護者による障がい者虐待

相談先	電話番号
倉敷市役所 福祉援護課	426-3321
倉敷地域基幹相談支援センター	486-3500
倉敷地域生活支援センター	464-4310
倉敷西部地域生活支援センター	441-3402
児島障がい者支援センター	472-3855
玉島障がい者支援センター	525-7867
水島障がい者支援センター	440-3334
真備地域生活支援センター	441-7800

施設従事者による障がい者虐待

相談先	電話番号
倉敷市役所 障がい福祉課 事業所指導室	426-3287
倉敷地域基幹相談支援センター	486-3500

勤務先等の使用者による障がい者虐待

相談先	電話番号
倉敷市役所 障がい福祉課	426-3305
倉敷地域基幹相談支援センター	486-3500

※ 倉敷市以外の通報先は各市町村にお尋ねください。19

令和5年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



虐待者 (1,345人) ※2

- 性別
男性 (68.3%)、女性 (31.7%)
- 年齢
60歳以上 (18.8%)、50~59歳 (17.4%)、30~39歳 (16.1%)
- 職種
生活支援員 (41.8%)、管理者 (10.9%)、世話人 (10.1%)、サービス管理責任者 (6.8%)、その他従事者 (6.1%)

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因 (複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	65.4%
職員のストレスや感情コントロールの問題	55.6%
倫理観や理念の欠如	54.6%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	26.9%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	27.3%

虐待行為の類型 (複数回答)

身体的虐待	51.9%	性的虐待	11.0%	心理的虐待	48.0%	放棄、放置	6.9%	経済的虐待	8.1%
-------	-------	------	-------	-------	-------	-------	------	-------	------

障害者虐待が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	244	20.4%
居宅介護	27	2.3%
東渡訪問介護	9	0.8%
同行介護	2	0.2%
行動訓練	2	0.2%
療養介護	19	1.5%
生活介護	152	12.7%
短期入所	31	2.6%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	9	0.8%
就労継続支援A型	49	3.9%
就労継続支援B型	124	10.4%
共同生活援助	338	28.3%
一時的な支援事業及び特定福祉支援事業	6	0.5%
障害支援	5	0.4%
地域活動支援センター	3	0.3%
児童発達支援	24	2.0%
放課後等デイサービス	146	12.2%
保育所等訪問支援	1	0.1%
合計	1,194	100.0%

被害者 (2,358人) ※1

- 性別
男性 (66.6%)、女性 (33.4%)
- 年齢
20~29歳 (20.4%)、50~59歳 (17.9%)、30~39歳 (16.8%)、40~49歳 (16.8%)
- 障害種別 (重複障害あり)

身体障害	18.8%	知的障害	74.3%	精神障害	18.9%	発達障害	3.4%	難病等	0.8%
------	-------	------	-------	------	-------	------	------	-----	------

- 障害支援区分のある者 (79.3%)
- 行動障害がある者 (48.0%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被害者被害者が特定できなかった等の27件を除く1,167件が対象。
※2 施設全体による虐待のため被害者が特定できなかった47件を除く1,147件が対象。
※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。
※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

虐待防止措置

障がい者虐待防止の更なる推進のため、事業者の取組みとして、次の項目が令和4年4月1日から義務化されております。また、令和6年度報酬改定により、「虐待防止措置未実施減算」が新設されました。

- ① 虐待防止委員会の定期開催及び結果の従業員への周知徹底
- ② 定期的な研修の実施
- ③ 虐待防止のための担当者の配置

① 虐待防止委員会の定期開催及び結果の従業員周知徹底

- 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的（**年1回以上**）開催するとともに、委員会での検討結果を従業員に周知徹底を図ること

【委員会の役割】

- ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

【具体的な対応】※記録は5年間保存

- ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、報告するための様式を整備すること。
- イ 従業員は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。
- ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。
- エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。
- オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。
- カ 報告された事例及び分析結果を従業員に周知徹底すること。
- キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。

21

虐待防止措置

② 定期的な研修の実施

- 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的（**年1回以上**）実施すること
- ・ 虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を年1回以上実施するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施すること
- ・ 研修の実施内容について記録すること

③ 虐待防止のための担当者の配置

- ・ 虐待防止のための担当者については、サービス管理責任者等（児童発達支援管理責任者、相談支援専門員）を配置すること
- ・ 虐待防止担当者及び管理者は、都道府県が行う虐待防止研修に参加することが望ましい

虐待防止措置未実施減算

- 次のいずれかの運営基準を満たしていない場合、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- (1) 虐待防止委員会を定期的に（1年に1回以上）開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施すること。
- (3) 上記(1)(2)を適切に実施するための担当者を置くこと。

22

内容及び手続きの説明同意

- 利用申込みがあったときは、障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、サービスの選択に必要な重要事項(運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等)を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。
- 事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき、書面(契約書、重要事項説明書)の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

書面に記載する事項

- ① 経営者の名称及び所在地
- ② 提供するサービスの内容
- ③ サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ④ サービスの提供開始年月日
- ⑤ サービスに係る苦情受付窓口

【主な指摘事項】

- ・ 契約時の書類に、契約日の記入漏れ、利用者の署名漏れ等の不備がある。
- ・ 重要事項説明書等に記載されているサービス提供時間等が実態と異なっている。

23

給付額に関する通知等

【計画: 基準省令第14条第1項】
【障害児: 基準省令第14条第1項】

- 法定代理受領により市町村から指定相談支援に係る給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る給付費の額を通知しなければならない。
- ※ 利用者に代わり給付費を直接受領した場合には、法定代理受領通知書として、市町村名・サービス提供月・給付費名・受領日・受領金額を記載したお知らせを、本来の受領者である利用者に交付してください。

運営規程

変更時は届け出が必要

【計画: 基準省令第19条】
【障害児: 基準省令第19条】

- 指定事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めなければならない。
 - ① 事業の目的及び運営の方針
 - ② 従業員の職種、員数及び職務の内容
(※員数は「〇人以上」でも可)
 - ③ 営業日及び営業時間
 - ④ 指定相談支援の提供方法及び内容並びに利用者等から受領する費用及びその額
 - ⑤ 通常の事業の実施地域
 - ⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項
 - ・ 虐待の防止に関する担当者の選定
 - ・ 成年後見制度の利用支援
 - ・ 苦情解決体制の整備
 - ・ 従業員に対する研修の実施
 - ・ 委員会の設置等に関すること 等
 - ⑧ その他運営に関する重要事項
地域生活支援拠点等である場合は、その旨明記すること

24

- 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、サービスの実施状況、相談支援専門員又は相談支援員の有する資格、経験年数、従業者の勤務体制その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。（ファイルによる備え置きも可）
 - ※従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではない。
 - ※体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示すること。
 - ※苦情処理の体制及び手順も掲示することが望ましい。

- 事業者は、重要事項の公表に努めなければならない。
 - ※公表の方法はホームページによる掲載等、適宜工夫すること。体制整備加算に関する事項については、事業所内の掲示だけではなく、公表することが必要となるので留意すること

【主な指摘事項】

- ・事業所に勤務する相談支援専門員の、有する資格及び経験年数が掲示されていない。
- ・掲示が、利用者又はその家族等が見やすい場所にされていない。



障害福祉サービス情報システム上(WAMNET)未報告となっている事業所に対する、情報公表未報告減算が適用されます。

秘密保持等

- 従業者及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 従業者及び管理者であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

【主な指摘事項】

- ・在職中及び退職後に利用者等の秘密を漏らさない旨の誓約書等を従業者から徴していない。
- ・サービス提供開始時に、利用者又はその家族から個人情報提供に関する同意を得ていない。

苦情解決

- 提供した相談支援又はサービス等利用計画等に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又は家族からのサービスに関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しなければならない。

- 利用者等に対する指定相談支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。
- 事業者は、利用者等に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

記録の整備

- 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- ①福祉サービス等の事業を行う者等との**連絡調整に関する記録**
- ②個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳
 - ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
 - ・**アセスメントの記録**
 - ・**サービス担当者会議等の記録**
 - ・**モニタリング結果の記録**

- ③市町村への通知に係る記録
- ④苦情の内容等の記録
- ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

記録は請求の根拠という側面もあります。基準に則った手順で行われたことがわかるように記録に残してください。日付や作成者名も記入しましょう。

27

事故報告の提出

指定障害福祉サービス事業者等において、利用者に対する支援サービスの提供により事故が生じた場合には、速やかに利用者の家族及び関係行政機関に連絡し、必要な措置を講じるとともに、その事故が賠償すべき事故である場合には、速やかに損害賠償を行わなければなりません。

あわせて、事故の程度が事故報告基準のいずれかに該当するときは、遅滞なく市に報告する必要があります。

事故報告基準

- ① 利用者に対する障がい福祉サービス等の提供により発生した事故により医療機関等への受診が必要となった事故
- ② 利用者に対する障がい福祉サービス等の提供中に救急通報を行った事故。なお、利用者の疾病によるものも含む
- ③ 利用者に対する障がい福祉サービス等の提供など業務遂行により発生し、若しくは請求された損害賠償事故
- ④ 食中毒及び感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由の事故及び利用者、職員等に広く感染する恐れのある症例、事故
- ⑤ その他市が報告を必要と認める事故

- ・事故報告書1/2（様式1）は第1報として、事故発生後7日以内に倉敷市に提出ください。ファックス、Eメールでの報告も可能とします。
- ・事故報告書2/2（様式2）は、経過報告及び再発防止への対応・改善策を記載し、事故発生後1ヶ月以内に倉敷市に提出ください。ただし、1ヶ月を経過しても事故が完結していないときは記入日現在の進捗状況等も記載してください。

28

サービスの 具体的取扱い方針

厚生労働省 R6.3
相談支援業務に
関する手引き



29

具体的な取り扱いについて記載されている省令等

	指定基準省令	解釈通知	留意事項通知
計画相談支援	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第28号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第22号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第29号)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第23号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

30

第一節 基本方針

第二条 指定計画相談支援の事業は、利用者又は障害児の保護者(以下「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行われるものでなければならない。

2 指定計画相談支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

3 指定計画相談支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 指定計画相談支援の事業は、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5 指定特定相談支援事業者は、市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。)、指定介護予防支援事業者(介護保険法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。)その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

6 指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めなければならない。

7 指定特定相談支援事業者は、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

8 指定特定相談支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

9 指定特定相談支援事業者は、指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

31

第一節 基本方針

第二条 指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って、行われるものでなければならない。

2 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。

3 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

4 指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。

5 指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。

6 指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加や包摂(以下「インクルージョン」という。)の推進に努めなければならない。

7 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

8 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

9 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めなければならない。

32

実施目的

障害の有無に関わらず、子どもが共に過ごし、成長できる地域づくりを進める中で、地域の子ども達の集まる様々な場（例えば、ピアノやダンス等の習い事や塾、スポーツクラブ等）において、合理的配慮の提供の下で障害児を受け入れていく環境整備が進むよう、これらの事業者に対する後方支援等を行うことで、関係者の理解・取組の促進や子ども同士の相互理解を促し、地域全体のインクルージョンの更なる推進を図る。

実施方法・実施例等

幼児・児童期の発達段階や障害特性、合理的配慮の提供等に関する知識を有する専門員（以下「インクルージョン推進員」という。）を確保し、地域のピアノやダンス等の習い事や塾、スポーツクラブ等の事業者に対する後方支援（相談対応、研修、環境調整等）を行うほか、広く地域住民を対象とした講座の開催等の啓発、児童や保護者、地域住民からの相談・援助などを行う。



計画相談支援の方針

【計画：基準省令第15条】
【障害児：基準省令第15条】

【省令第15条1】

指定計画相談支援の方針は、第二条に規定する基本方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 指定特定相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

二 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するものとする。
（児）障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮

三 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うものとする。

【解釈通知】

利用者に係るアセスメントの実施、サービス等利用計画案の作成、サービス担当者会議の開催、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の実施状況の把握などの指定計画相談支援を構成する一連の業務のあり方並びに当該業務を行う相談支援専門員及び相談支援員の責務を明らかにしたものである。（以下省略）

① 相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成等

指定特定相談支援事業所の管理者は、基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を相談支援専門員に担当させることとしたものである。

【障害児：指定障害児相談支援における障害児の意思の尊重

指定障害児相談支援が、**障害児の意思を尊重し、障害児の最善の利益の保障の下**で行われることが重要であることに鑑み、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定障害児相談支援の提供に当たり、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をするものとしたものである。

② 指定計画相談支援の基本的留意点

指定計画相談支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要である。このためには、指定計画相談支援について利用者及びその家族の十分な理解が求められるものであり、相談支援専門員は、指定計画相談支援を懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことが肝要である。また、必要に応じて、同じ障害を有する者による支援等適切な手法を通じて行うこととする。

【省令第15条2】

指定計画相談支援における指定サービス利用支援(法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定サービス利用支援をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前項に規定する方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

一 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、**利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。**

(児)障害児の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。

【解釈通知】

③ サービス等利用計画作成の基本理念

サービス等利用計画の作成にあたっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援の配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。

その際、「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」(平成29年3月31日付け障発0331第15号。以下「**意思決定支援ガイドライン**」という。)を踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。

イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。

ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。

(障害児)障害児支援利用計画作成の基本理念

障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、障害児の年齢や発達程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くなど、当該障害児の意見をできる限り尊重するための配慮をしつつ、障害児等の希望等を踏まえて作成することが基本であることを明記したものである。当該配慮にあたっては、「**支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き**」に十分留意しつつ行うこと。

35

二 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に**適切な福祉サービス**等の利用が行われるようにしなければならない。

三 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点(**障害児：+インクルージョンの観点**)から、指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援に加えて、**指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。**

④ 継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用

利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うためには、利用者の心身又は家族の状態等に応じて、継続的かつ計画的に福祉サービス等が提供されることが重要である。相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に当たり、**継続的かつ計画的な支援という観点に立って福祉サービス等の提供が行われるようにすることが必要であり、継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはならない。**

⑤ 総合的なサービス等利用計画の作成

サービス等利用計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、サービス等利用計画の作成又は変更にあたっては、**利用者及びその家族の希望やアセスメントに基づき、指定障害福祉サービス等以外の、例えば、保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。**その際には、障害がある故の特別な環境に置くことなく、地域社会で育ち、遊び、働く等の観点での調整が重要である(インクルージョン)。

36

四 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供しなければならない。

⑥ 利用者等によるサービスの選択

相談支援専門員は、利用者等がサービスを選択することを基本に、これを支援するものである。このため、相談支援専門員は、当該利用者等が居住する地域の指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供することにより、利用者等にサービスの選択を求めべきものであり、特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示することがあってはならない。

特に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。)附則第7条に規定する地域移行支援型ホームの利用を希望する者に係るサービス等利用計画案の作成に当たっては、利用者ができる限り病院の敷地外である地域生活に移行することが可能となるよう、当該地域移行支援型ホームの利用のほか、当該者が地域生活に移行可能となるような支援策が考えられる場合にはそれを当該者に提示するように努めなければならない。

意思決定支援
ガイドライン



支援におけるこどもの
意思の尊重・最善の利益
の優先考慮の手引き



37

サービス等利用計画作成手順

- 1 初期相談（状況の把握）
- 2 アセスメント（更新時には、モニタリングと一連の流れで実施）
- 3 サービス等利用計画案の作成
- 4 計画案の利用者等への説明、文書による利用者等への同意及び交付
- 5 サービス担当者会議の開催
- 6 計画の利用者等への説明、文書による利用者への同意及び交付
関連事業者への計画の送付
- 7 サービス提供の開始
- 8 モニタリング

38

1

初期相談（状況の把握）

- ・ 情報の収集、整理
 - ・ 初期段階における関係性構築
 - ・ 主訴の把握
 - ・ 利用契約
- 等

利用者の家族構成、主な生活歴、障害の程度などの利用者の基本的な情報のほか、訴えの主訴や緊急性などを具体的に整理するとともに、初期段階における関係性の構築を図る。

2

アセスメント（真のニーズの把握）

- ① アセスメントは、必ず利用者の居宅等(居所・住まい)において、本人との面談により実施する。

利用者が居宅において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要であるため。

※ 居宅等 ⇒ 自宅、障害者支援施設、グループホーム、精神科病院 などの住まい

【不適切な事例】



通所施設、相談支援事業所、学校などの住まいではない場所でアセスメントやモニタリングを実施



アセスメントやモニタリングの記録には、聞き取った内容、面接日、面接場所、面接者(担当者、利用者、立ち会った家族など)がわかるように記録に残すこと。

39

- ② 利用者を取り巻く全体像をから真のニーズ(希望する暮らし)が何かを把握

- ・ 心身状況、置かれている環境、既に利用しているサービス等を評価する
- ・ 生活の質を維持・向上させる上での問題点を明らかにする
- ・ 支援する上で解決すべき課題を把握する

※ 意思決定することに困難な利用者

→ 利用者の意思、選考、判断能力等について丁寧に把握する。

※ 障害児の場合は、保護者の意向が優先されやすいが、支援の主体はこどもであることを踏まえて、こどもの意思をくみ取り、最善の利益の実現を目指すこと。

【省令第15条2】

五 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行わなければならない。

【解釈通知】

⑦ アセスメントの実施

サービス等利用計画は、個々の利用者の特性に応じて作成されることが重要である。このため相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に先立ち利用者のアセスメントを行わなければならない。

アセスメントとは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活 全般についてその状態を十分把握することが重要である。

40

なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。そのため、必要に応じ、自らが行うアセスメントに加え、専門機関が行うアセスメントや障害支援区分認定における医師意見書等を本人同意のもと活用することも重要である。

なお、基準第30条第2項の規定に基づき、アセスメントの記録は、**5年間保存**しなければならない。

六 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

七 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、**利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接しなければならない**。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

⑧ 適切な意思決定支援の実施

相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

⑨ アセスメントにおける留意点

相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、**利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認することが必要である**。そのため、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならないものである。なお、この場合において、利用者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。このため、相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要である。

41

3 サービス等利用計画案の作成

アセスメントに基づき以下の項目を入れた計画案を作成すること。

- ・ 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ・ 総合的な援助の方針
- ・ 生活全般の解決すべき課題
- ・ モニタリング期間に係る提案
- ・ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ・ **作成日、作成者名**
- ・ 福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項 等

※ 障害福祉サービス以外の社会資源も含めて本人ニーズに対応できないか

※ 必要性に乏しい福祉サービス等の利用はないか を検討

【省令第15条2】

八 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第五条第二十三項に規定する主務省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成しなければならない。

⑩ サービス等利用計画案の作成

相談支援専門員は、サービス等利用計画が利用者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、サービス等利用計画案を作成しなければならない。したがって、サービス等利用計画案は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題をまず明らかにした上で、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を勘案し、実現可能なものとする必要がある。

なお、当該サービス等利用計画案には、提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期、市町村に対するモニタリング期間に係る提案等を明確に盛り込む必要がある。特に、モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況や相談支援事業者が必要な利用者との関わりの内容・頻度等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案しなければならない。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成

42

九 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間百八十日を超えないようにしなければならない。
(障害児にはない項目)

18年厚生労働省令第19号)第6条の16に規定するモニタリングの実施標準期間(以下「実施標準期間」という。)は相談支援事業者としての必要な関わりの標準的な頻度について示したものであるが、利用者の心身の状況や生活環境等により丁寧な関わりが必要と判断すべき状況にある利用者については、実施標準期間より高い頻度のモニタリング期間を提案すること。その上で、当該達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各指定障害福祉サービス等又は指定地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要である。

- ① 短期入所のサービス等利用計画案への位置付け (省略)
- ② 日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する指定計画相談支援について (省略)

4 利用者等への説明、文書による利用者等への同意及び交付

計画案は速やかに利用者へ説明し、文書により同意を得ること。

【省令第15条2】

十 相談支援専門員は、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第十九条第一項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。

十一 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付しなければならない。

【解釈通知】

⑬ サービス等利用計画案の説明及び同意
サービス等利用計画案に位置付ける福祉サービスの選択は、利用者自身が行うことが基本であり、また、当該計画案は利用者の希望を尊重して作成されなければならない。このため、当該計画案の作成に当たって、これに位置付けるサービス及びその内容についても利用者の希望を尊重するとともに、作成されたサービス等利用計画案についても、最終的には、その内容について説明を行った上で文書によって利用者の同意を得ることを義務づけることにより、利用者によるサービスの選択やサービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するものである。また、相談支援員がサービス等利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、提供する相談支援の連続性や利用者との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員又は主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員が利用者への説明に同席することが望ましい。

なお、利用者への説明に当たっては、当該計画案に位置付けたサービスが、利用者負担が生じる介護給付費等の対象となるか区分した上で行う必要がある。

⑭ サービス等利用計画案の交付
相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、遅滞なく利用者等に交付しなければならない。
なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画案は、**5年間保存**しなければならない。

- ① 会議の出席者
 - ・ 担当相談支援専門員（会議の主催）
 - ・ サービス等計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者
 - ・ **利用者(R6年度より利用者の出席が位置付けられた)**
例外的に病状により会議への同席が極めて困難な場合はテレビ電話や同席以外の方法による意向の確認で差支えない。
(障害児)年齢や発達の程度に応じて障害者本人や保護者が参加することが望ましい。
 - ・ 本人の生活に関係する人や支援関係者
- ② できるだけ出席予定者が参加できるよう調整する。
- ③ サービス担当者**会議では、サービス等利用計画案を提示**し、利用者の希望等を共有したうえで、その内容について、専門的な知見からの意見を求め、最終的な効果的かつ実現性の高い計画を作成に向けて協議する。



サービス担当者会議は、開催日、開催場所、会議の出席者名、計画案に対して出た意見、その他の意見や共有した情報の内容がわかるように記録に残すこと。

【省令第15条2】

十二 相談支援専門員は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定**障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(相談支援専門員がサービス等利用計画の作成のために利用者及び当該変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下この条において「担当者」という。)を招集して行う会議**をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(次条、第二十二条第三項第一号及び第二十八条の二第一号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。以下同じ。)の開催等により、当該**サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認した上で、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。**

【解釈通知】

⑮ サービス担当者会議の開催等による利用者の意向等の再確認及び専門的意見の聴取

ア 趣旨

相談支援専門員は、利用者の意向を踏まえた効果的かつ実現可能な質の高いサービス等利用計画を作成するため、支給決定が行われた後に、各サービスが共通の目標を達成するための具体的なサービスの内容について、利用者及び支給決定の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者(以下「担当者」という。)からなるサービス担当者会議の開催等により、利用者の望む生活やサービスへの希望等を改めて参加者全員で共有した上で当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

イ 会議の出席者

サービス担当者会議については、**原則として利用者等が同席した上で行わなければならないものである。**ただし、例えば当該利用者の病状により、会議への同席自体が極めて困難な場合等、やむを得ない場合については、例外的にテレビ電話装置(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)の活用等、同席以外の方法により希望する生活及びサービスに対する意向等を改めて確認することで差し支えない。

様々な専門的見地からの意見等を踏まえてサービス等利用計画を作成するため、サービス担当者会議には担当者のみならず必要な本人の生活に関係する者や支援関係者が参加するよう、調整に努めること。

また、相談支援員がサービス等利用計画案の原案の作成までの業務を担う場合には、提供する相談支援の連続性や利用者との関係性の醸成の観点から、担当する相談支援専門員 又は 主任相談支援専門員の指導の下、当該相談支援員がサービス担当者会議に出席することが望ましい。

ウ その他留意事項

指定障害福祉サービス基準第12条、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。)第10条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。)第8条において、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定一般相談支援事業者は、市町村又は一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に協力しなければならない旨の規定を置いている。

なお、基準第30条第2項の規定に基づき、会議等の記録は、5年間保存しなければならない。

オンライン会議も可能です。実施の際は、誰がオンライン参加したのかわかるように記録を残してください。会議までに計画案は情報共有しておきましょう。

47

6

利用者等への説明、文書による利用者等への同意及び交付 関連事業者への計画の送付

サービス担当者会議を踏まえ計画案(必要に応じて修正されたもの)について、利用者又はその家族に対して説明・同意を得た上で、**利用者及び福祉サービス担当者等**に交付する。



相談支援専門員が、利用者等に説明し、同意を得て交付した事実を計画にわかるように記録してください。
福祉サービス担当者へ交付した日付も記録に残してください。

【不適切な事例】



計画の利用者への交付がサービス提供開始後になっている。
福祉サービス担当者への交付がサービス提供開始後になっている。

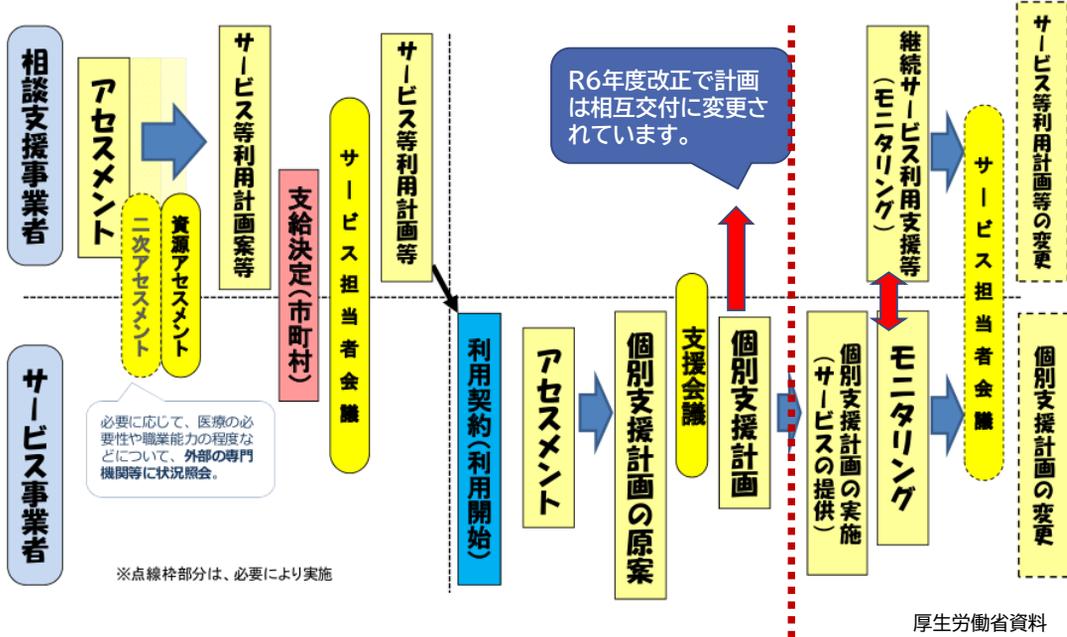


福祉サービス担当者はサービス等利用計画を踏まえて個別支援計画を作成しますので、余裕をもった交付をお願いします。
また、利用者の変化は直接サービスを提供する担当者等により把握されることが多いことから、緊密な連携が求められており、サービス提供事業所の個別支援会議への参加も重要とされています。



48

**指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と
障害福祉サービス事業者の関係**



厚生労働省資料

【省令第15条2】

十三 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得なければならない。

十四 相談支援専門員は、サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付しなければならない。

【解釈通知】

⑯ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の説明及び同意

相談支援専門員は、第10号と同様に第12号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明を行った上で、文書によって利用者等の同意を得なければならない。

⑰ サービス等利用計画の交付

相談支援専門員は、第12号のサービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案について、第13号の利用者等の同意を得た後、サービス等利用計画を作成した際には、**遅滞なく利用者等及び担当者に交付しなければならない。**

また、相談支援専門員は、担当者に対してサービス等利用計画を交付する際に、当該計画の趣旨及び内容等について十分に説明し、各担当者との共有、連携を図った上で、各担当者が自ら提供する福祉サービス等の当該計画における位置付けを理解できるように配慮する必要がある。

なお、指定障害福祉サービス基準第26条第2項、第58条第8項、指定障害者支援施設基準第23条第8項及び指定地域相談支援基準第20条第8項において、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等及び指定一般相談支援事業者は、指定特定相談支援事業者に対し個別支援計画を交付しなければならない旨の規定を置いており、**福祉サービス等の提供事業所と相互に計画書及びモニタリング結果を交換すること並びに相互の会議に出席する等により連携を一層促進することが重要である。**

なお、基準第30条第2項の規定に基づき、サービス等利用計画は、**5年間保存**しなければならない。

サービス等利用計画と個別支援計画が相互交付が済んでいることが望ましい。



- ① モニタリング(及び再アセスメント)は、必ず**利用者の居宅等(居所・住まい)**において、本人との面談により実施する。
 - × **不適切な例**：通所事業所などの住まい以外での実施(アセスメントと同じ)
- ② 計画の進捗状況の確認する。
 - ・ 計画どおりに実行されているか
 - ・ 本人、環境、ニーズ等に変化がないかの評価を通じて本人ニーズの変化や充足の確認
 - ・ 必要があれば計画の見直しを行う 等
- ③ 計画の最終月のモニタリングは、②の確認のほか、支援を行った結果、引き続き支援が必要かどうかを判断する。
引き続き支援が必要と判断された場合には、利用者に申請の勧奨を行い、一連の流れで再アセスメントを実施する。

【省令第15条2】

3 指定計画相談支援における指定継続サービス利用支援(法第五十一条の十七第一項第二号に規定する指定継続サービス利用支援をいう。)の方針は、第二条に規定する基本方針及び前二項に規定する方針に基づき、次の各号に掲げるところによるものとする。

一 相談支援専門員は、**サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握**(利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

二 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第五条第二十三項に規定する主務省令で定める期間ごとに**利用者の居宅等を訪問**し、利用者等に面接するほか、その**結果を記録**しなければならない。

【解釈通知】

⑧ サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等

指定計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要である。このために相談支援専門員は、利用者の**解決すべき課題の変化に留意することが重要**であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、各担当者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての**解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画及びモニタリング期間の変更、各担当者等との連絡調整その他の便宜の提供**を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行うものとする。

なお、利用者の解決すべき課題の変化は、利用者に直接サービスを提供する各担当者等により把握されることも多いことから、相談支援専門員は、当該各担当者等と緊密な連携を図り、利用者の解決すべき課題の変化が認められる場合には、円滑に連絡が行われるよう体制の整備に努めなければならない。

なお、基準第30条第2項の規定に基づき、各担当者等との連絡調整に関する記録は、5年間保存しなければならない。

⑨ モニタリングの実施

相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、各担当者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに、利用者の居宅、障害者支援施設等又は精神科病院で面接を行い、その結果を記録することが必要である。

なお、基準第30条第2項の規定に基づき、モニタリングの結果の記録は、5年間保存しなければならない。

三 前項第一号から第九号まで及び第十二号から第十四号までの規定は、第一号に規定するサービス等利用計画の変更について準用する。

四 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

㉑ サービス等利用計画及びモニタリング期間の変更

相談支援専門員は、サービス等利用計画を変更する際には、原則として、基準第15条第2項第1号から第8号及び第12号から第14号までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行うことが必要である。

なお、利用者等の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を行う場合には、この必要はないものとする。

ただし、この場合においても、相談支援専門員が利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であることは、同条第3項第1号(サービス等利用計画の実施状況等の把握及び評価等)に規定したとおりであるので念のため申し添える。

また、モニタリング期間が適切かについてもモニタリング毎に検討する必要があり、相談支援事業者としての関わりの頻度を変更する必要があると判断した場合には、サービス等利用計画を変更する必要性の如何を問わず、モニタリング期間の変更について、利用者及び市町村と協議し、必要な手続をとるものとする。

㉒ 指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供

相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供されているにもかかわらず、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

ただし、その場合においても、利用者の心身の状況や生活環境の調整等により住み慣れた地域で再び暮らすことができるよう、指定障害者支援施設等の地域移行等意向確認担当者等と利用開始当初からの地域移行に向けた調整に努めるものとする。

五 相談支援専門員は、指定障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。

㉓ 指定障害者支援施設等との連携(第3項第5号)

相談支援専門員は、指定障害者支援施設等又は精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者から計画相談支援の依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、障害福祉施設等と連携を図るとともに、あらかじめ必要な情報の提供や助言等の援助を行うものとする。

53

テレビ電話装置等の活用

○ 以下の条件の場合は、例外的にアセスメントやモニタリングを居宅等に訪問せずにテレビ電話装置等を活用して面接することが可能です。(R6年度改正)

ただし、面談については訪問による面接が原則であるため、利用者等に対して面接に係る意向を確認したうえで、利用者等が訪問による面接を希望している場合は、極力訪問による面談に努めてください。

1. 特定の地域に居住し、かつ、事業所との間に一定の距離(片道1時間以上)かかる場合

※特定の地域とは、法に定める離島や豪雪地帯などの厚生労働省が定めた地域です。

詳しくは各自自治体にご確認ください。

2. 面接を行う日の属する月の前月または前々月に、該当利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。

54

第四 1 計画相談支援費の算定について

(1) 基本的な取扱いについて

指定計画相談支援の提供に当たっては、計画相談支援基準に定める以下の基準の**いずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しない**ものとする。

① 指定サービス利用支援（新規・更新時）

- (一) サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る**利用者の居宅等への訪問**による利用者及びその家族への面接等
- (二) サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意
- (三) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付
- (四) **サービス担当者会議の開催等**による担当者への説明及び専門的な意見の聴取

② 指定継続サービス利用支援（中間モニタリング時）

- (一) **利用者の居宅等への訪問**による利用者又は障害児の保護者への面接等
- (二) サービス等利用計画の変更についての①の(一)から(四)までに準じた手続の実施

(6) 同一の月に指定継続サービス利用支援と指定サービス利用支援を行う場合について

計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の**有効期間の終期月等において、指定継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る指定サービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。**

(以下省略)



意思決定支援の推進

意思決定支援の推進（運営基準への位置づけ）

障害者の意思決定支援を推進するため、「障害福祉サービス等の提供に当たっての意思決定支援ガイドライン」を踏まえ、相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、以下の規定を追加する。

【取扱方針】

- ・ 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。**

【サービス等利用計画・個別支援計画の作成等】

- ・ **利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮**しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での**適切な支援内容の検討**をしなければならない。
- ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、**利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には**、適切に意思決定支援を行うため、**当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握**しなければならない。
- ・ 相談支援専門員やサービス管理責任者が行うサービス担当者会議・個別支援会議について、**利用者本人が参加するものとし、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認**する。

※ 障害児者の状況を踏まえたサービス等利用計画・障害児支援計画の作成を推進する観点から、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が作成した個別支援計画について相談支援事業者への交付を義務付け。

【サービス管理責任者の責務】

- ・ サービス管理責任者は、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

※障害児通所支援、障害児入所施設についても、障害児及びその保護者の意思の尊重の観点から、上記に準じた規定を追加。

(参考) 障害者の意思決定支援のプロセス 相談支援専門員・サービス管理責任者が、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、計画を検討



※相談支援専門員によるモニタリングについて、地域移行に向けた意思決定支援や重度の障害等のため頻回な関わりが必要なのは標準より短い期間で設定が望ましい旨例示

【参考】指定療養介護の取扱方針の解釈通知（基準第57条）

①基準第57条第2項については、意思決定支援ガイドラインを踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。

イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。

ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしなが意思及び選好を推定する。また、利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意するとともに、意思決定支援の根拠となる記録の作成に努めること。

- 厚生労働省HP「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて（平成29年3月31日）」をご参照ください。

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf>



- こども家庭庁HP「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き令和6年8月）」をご参照ください。

https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/guideline_tebiki



57

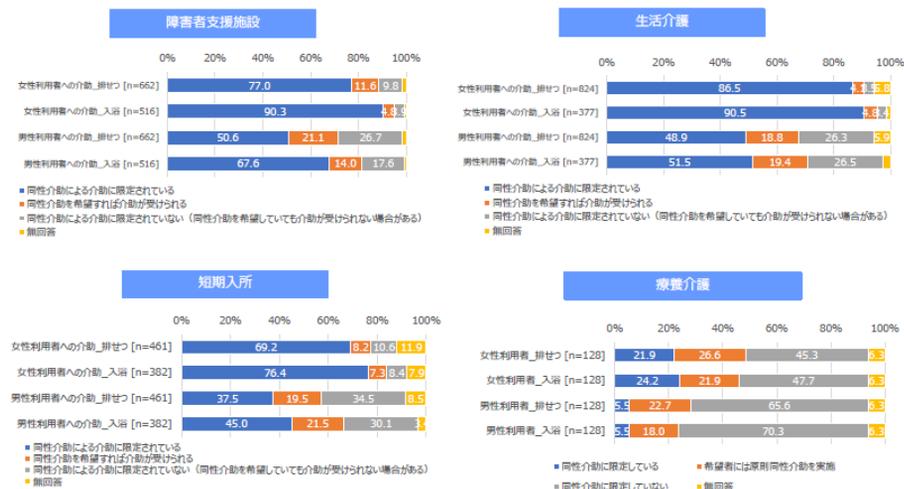
本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）

【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

同性介助の状況について

（論点3参考）

出典：令和4年度報酬改定検証調査



- 各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知に明記「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」

58

ご清聴ありがとうございました。

集団指導の資料は
倉敷市ホームページ
トップ画面から
ページ番号検索を選択し表示を

倉敷市集団指導共通編
個別事業編

ページ番号検索

1016035

表示



相談支援編

ページ番号検索

1016038

表示



59